

放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱

(設置)

第1条 沖縄地方非常通信協議会会則第3条第5号の規定に基づき、沖縄県内の大雨や地震等の災害時において、県又は市町村から放送事業者及び沖縄気象台への避難勧告等の情報伝達手段等を検討するため、同協議会に放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県又は市町村から放送事業者及び沖縄気象台への伝達ルート及び伝達手段
- (2) 放送事業者及び沖縄気象台に提供する情報内容
- (3) 送付文書等の雛形の作成
- (4) 放送による伝達例文
- (5) 地方自治体及び放送事業者等関係者リストの作成
- (6) その他、災害時避難勧告等の伝達に必要な事項

(構成)

第3条 連絡会は、次の者をもって構成する。

- (1) 沖縄県知事公室防災危機管理課長
- (2) 沖縄県各市町村防災担当課長
- (3) N H K 沖縄放送局及び別紙放送事業者担当部長相当職
- (4) 総務省沖縄総合通信事務所情報通信課長及び同所無線通信課長
- (5) 気象庁沖縄気象台業務課長及び同台通信課長

(庶務)

第4条 連絡会の庶務は、沖縄県知事公室防災危機管理課において行う。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。